令和７年（第４回定例会）

厚生環境教育委員会　会議録

令和７年１２月８日

厚生環境教育委員会 会議録

○開会日時　令和７年１２月８日（月）
　　開議　午前１０時００分　　閉議　午前１１時４０分

○開会場所　市議会 第３委員会室

○出席委員（８名）

委員長	松川峰生	副委員長	石田　強
委員	美馬恭子	委員	小野正明
委員	森　大輔	委員	穴井宏二
委員	加藤信康	委員	市原隆生

○欠席委員（０名）

○委員外議員出席者（０名）

○執行部出席者

教育長	寺岡悌二	市民福祉部長兼 福祉事務所長	田辺　裕
こども部長	宇都宮尚代	教育部長	矢野義知
教育部次長兼 図書館共創交流局長	稲尾　隆	教育部次長兼 教育政策課長	森本悦子
市民課長	河野博文	市民課参事	田原亜矢子
生活環境課長	堀　英樹	高齢者福祉課長	甲斐博幸
障害福祉課長	大久保　智	子育て支援課長	穴見雄一
こども家庭課長	内田千乃	図書館共創交流局参事	西澤和江
教育政策課参事	時松哲也	学校教育課長	宮川久寿
学校教育課参事	藤原良浩	社会教育課長	津川文隆

○議会事務局出席者

議会事務局長　河　野　伸　久　　課長補佐　甲　斐　俊　平

主　　任　首　藤　卓　也

○付託議案及び審査結果等

付　託　議　案		審査結果
議第９８号	令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）関係部分	全員一致による原案可決
議第１０１号	令和７年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）関係部分	全員一致による原案可決
議第１０７号	別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	全員一致による原案可決
議第１０８号	別府市印鑑条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第１０９号	別府市営合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定について	全員一致による原案可決
議第１１８号	指定管理者の指定について	全員一致による原案可決
議第１１９号	指定管理者の指定について	全員一致による原案可決
議第１２４号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について	全員一致による原案可決
議第１２５号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について	全員一致による原案可決
議第１２７号	他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について	全員一致による原案可決

○会議録　　別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和７年１２月８日

厚生環境教育委員会

委員長　　松　川　　峰　生

厚生環境教育委員会　会議概要

〇開議：10時00分

〇松川委員長
　ただいまから厚生環境教育委員会を開会いたします。
　当委員会に付託を受けました議案は、議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）関係部分ほか６件になります。審査はお手元に配付しております議案審査順序表の記載順により、各課に説明を受け、質疑の後、採決を行います。
　初めに、市民課関係議案の審査を行います。
　議第108号別府市印鑑条例の一部改正について、当局から説明願います。

〇田辺市民福祉部長兼福祉事務所長
　市民福祉部長の田辺でございます。
　それでは、今回提出しております市民福祉部関係議案の概要について御説明申し上げます。
　市民福祉部におきましては、議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）におきまして、障害福祉課から。議第101号令和７年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）におきまして、高齢者福祉課から予算を提出しております。
　また、議第108号別府市印鑑条例の一部改正についてを市民課から、議第109号別府市営合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定についてを生活環境課から、議第119号指定管理者の指定についてを障害福祉課から提出しております。
　順次、担当課から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。
　それでは、市民課関係部分についての御審査をお願いいたします。

〇河野市民課長
　市民課長の河野です。よろしくお願いいたします。
　それでは、御説明させていただきます。議第108号別府市印鑑条例の一部改正について御説明させていただきます。
　議案書24ページをお開きください。
　別府市印鑑条例第 17 条は、登録原票その他印鑑の登録または証明に関する書類の閲覧を禁止する規定ですが、自己の情報に係るものなどで、個別に法令などにより閲覧が可能な場合に対応するために、「法令に定めがある場合を除き」の一文を加え、規定を整備しようとするものです。
　以上で、市民課関係部分の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇松川委員長
　今、当局の説明がありましたけれども、これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。
　　（「なし」と発言する者あり）
　ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
　お諮りいたします。
　議第108号別府市印鑑条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
　　（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。
よって、議題108号については原案のとおり決することに決定いたしました。
以上で、市民課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

休憩：10時02分
再開：10時02分

○松川委員長
再開いたします。
次に、生活環境課関係議案の審査を行います。
議第109号別府市営合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定について説明を願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長
それでは、生活環境課関係部分についての御審査をお願いします。

○堀生活環境課長
それでは、議第109号別府市営合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。
議案書では25ページから31ページになります。
委員長、ここで本議案に関する資料をお配りしてよろしいでしょうか。

○松川委員長
ぜひ、そうしてください。

○堀生活環境課長
それでは、完成イメージ資料を御覧いただきながら、合葬墓の概要につきまして御説明いたします。
まず、合葬墓の設置場所でございますが、野口原墓地内にある駐車場の西側一角に新設をいたします。合葬墓は鉄筋コンクリート造で平家建て、延べ床面積約 40 平方メートルでございます。駐車スペースといたしましては 27 台分を確保いたしまして、敷設するトイレは身障者対応トイレに建て替える予定としております。
合葬墓本体は、集合安置室としまして６寸骨壺を棚に並べた状態で約3,400柱を安置できる地上部分と、合葬室といたしまして、納骨袋にお骨を入れ、袋の状態で約8,000柱を埋蔵できる地下部分に構成をされております。墓参者の方は合葬墓内には入れないため、外部の正面の献花台を兼ねた参拝スペースにてお参りをしていただくことになります。
また、合葬墓にお骨を埋葬した後は、原則見ることも返還することもできません。一般公募につきましては、集合安置室と合葬室とに分けまして、それぞれ募集を行います。集合安置室にお骨を安置する場合は 11 万円となりまして、合葬室に直接埋蔵するには４万 4,000 円をいただくことになります。これらの料金とは別に、記名板を希望される方につきましては、別途３万3,000円をいただくことになっております。また、集合安置室に安置された方は、骨壺のままで約 20 年経過後に本課のほうで納骨袋に移し替えて、合葬室に埋蔵することとなります。
なお、この一般公募は、別の場所にお墓や御遺骨を持たれている方だけではなく、生前予

約も可能でございます。
　以上、簡単ではございますが、本条例につきましての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松川委員長
　議案質疑等でもいろいろ御質疑がありました。委員会としても、今説明がありましたけれども、何か質疑のある方は御発言願います。

○森委員
　この条例が仮に議決されたとして、実際に市民の方がこの合葬墓に参加したいとする方々が申請できる期間っていつから始まるんですか。

○堀生活環境課長
　議案質疑の答弁でも少しお話をさせていただいたところではございますが、時期につきましては、今の受入れの体制、あるいは皆さんの周知の部分の期間をいただきまして、来年度の早い時期には募集開始をしたいというふうに考えております。

○美馬委員
　これを建てられる前にお墓の整備を随分されたようにあるんですけれども、その無縁仏等も合葬のところに一緒に安置されるというふうになるのでしょうか。

○堀生活環境課長
　亀川のほうに無縁の納骨堂がございまして、ひと・くらし支援課からは、そこに1,500柱ほど入っているというふうにお聞きしております。そちらが今移送の部分の整理中で、最終的にはこの合葬墓の一般公募の部分と、そうした無縁の御遺骨をこちらのほうに入れるといった部分、あともう一つは市営墓地にある無縁状態のお墓、そこも整理をいたしまして、その３タイプが入るようなイメージになります。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長
　市営墓地の無縁墓につきましては、これからその方が無縁なのかという調査をして入れていくことになりますので、その整備がいっぱい今たまってるところでございます。その部分はこれからの作業と並行して行うということになります。

○美馬委員
　かなりの合葬墓で、数もかなり大きいとは思うんですけれども、今までの部分の整理されて、いろいろな形で入られるというふうにあるんですが、この今の規模で大体賄えるというような状況なんですか。

○堀生活環境課長
　試算をいたしまして、向こう 50 年はここは安置状態がそのまま続き、一般公募としましては、今の試算でいくと向こう 30 年は募集をしても十分な数が足りるほどのスペースは用意している状況でございます。

○美馬委員

それともう一つ。最終的には骨壺ではなくて、袋に入れて土に還すというふうな形になるんだと思うんですけれども、その土に関しては、最終的にはどういうふうな処分になるのでしょうか。

○堀生活環境課長
今おっしゃられている部分につきましては、合葬室のお話だと思うんですけれども、そこのところは地下ピットに8,000柱収蔵できるスペースがございますので、そちらのほうに、水が浸入しないような手だてをし、布袋で 8,000 柱入った上で、50 年後には上の建屋の耐用年数が切れることもありますので、地上部分については解体、地下の部分はそのまま埋設し、そのままの状況で永代ずっと保存するといった形になります。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長
そうなりますと、土に還るという考えではなくて、箱のまま 50 年後に蓋を閉じる形になりますので、自然に還すというわけではございません。

○松川委員長
ほか、いいですか。
（「なし」と発言する者あり）
別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
お諮りいたします。
議第109号別府市営合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第109号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、生活環境課関係議案の審査は終了です。
休憩いたします。

休憩：10時11分
再開：10時11分

○松川委員長
再開いたします。
次に、高齢者福祉課関係議案の審査を行います。
議第101号令和７年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）高齢者福祉課関係部分について、当局から説明願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長
それでは、高齢者福祉課関係部分についての御審査をお願いいたします。

○甲斐高齢者福祉課長
それでは、配付資料にて御説明いたします。
今回の一般会計補正予算は、介護保険事業特別会計補正予算に伴う繰出金の補正でございますので、議第101号介護保険事業特別会計補正予算（第２号）と併せて御説明いたします。

資料左上の歳出を御覧ください。③は最後に御説明いたしますので、その下の①から御説明いたします。

①事業番号 4400 介護保険管理に要する経費の追加額 634 万 3,000 円を記載しております。これは令和７年度税制改正に伴う介護保険料の標準単価に係る基準の見直しに伴うシステム改修費と、地域包括支援センター等のＩＣＴ等導入に伴う補助金の経費を計上するものでございます。

この歳出に関連して、右側、歳入の①としている部分が国の介護保険事業費、補助金として 300 万 4,000 円と 33 万 5,000 円交付されるものです。

次に、資料左上の歳出に戻っていただきまして、②事業番号 4451 成年後見制度利用支援に要する経費の追加額 164 万 1,000 円を記載しております。これは、成年後見人等に支払う後見人等報酬の支払いが困難な状況の方に対して、市の審査会が必要であると認めた場合に補助している経費になります。

この歳出増に関連して、右側、歳入の②としている部分ですが、全て追加額として、国の地域支援事業交付金が 63 万 1,000 円、県の地域支援事業交付金が 31 万 5,000 円と、市からの地域支援事業繰入金が 31 万 5,000 円増額となっております。このうち、市からの地域支援事業繰入金につきましては、資料左下、一般会計②の地域支援事業繰出金として同額計上しております。

次に、資料左上、歳出に戻っていただきまして、③事業番号 0070 職員人件費について、270 万円を減額しております。これは、今年度の人事異動に伴う人員配置に合わせ、減額補正を行うものでございます。これに伴い、資料右側歳入、③の職員給与費等繰入金の減額、並びに資料左下の一般会計、③その他一般会計繰出金、職員人件費も同額を計上しております。

以上によりまして、介護保険事業特別会計補正予算の補正歳出合計がＡの 528 万 4,000 円、補正歳入合計がＢの 190 万円となりまして、差額の 338 万 4,000 円を歳出④の予備費から減額しております。

介護保険事業特別会計補正予算は以上でございます。

以上で、高齢者福祉課関係部門の説明を終わります。委員の皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

〇松川委員長

資料が見やすいんでスムーズに質問できると思いますので、今後とも引き続きこのようにしていただきたいと思います。

それでは、質疑のある方は御発言をお願いします。

〇穴井委員

今、課長御説明いただきました、歳出の②4451 事業の成年後見人制度利用支援の追加額ですね、非常にいい事業だと思うんですけども、これを利用する方はやっぱり現在の社会状況を見て、だんだん増えてるような、そんな感じですかね、どんな感じでしょうか。

〇甲斐高齢者福祉課長

現在の別府市社会福祉協議会が委託しております成年後見支援センター、この相談件数になりますが、令和６年度は 300 件、令和７年８月現在 205 件です。令和４年度からずっと見てみますと、増加傾向になっております。

別府市役所での相談件数になりますけども、令和４年度からほぼ 20 件前後という相談件数になっております。

○穴井委員
　分かりました。ありがとうございます。

○市原委員
　白菊の裏手にありましたね、相談センターが。これは引き受けてくれる人への費用の支援じゃなくて、そこの職員の方に対する手当というか、そこになるんですか。

○甲斐高齢者福祉課長
　今回の補正の部分の成年後見利用支援制度の増額につきましては、かなり申請が増えておりますので、通常としては先ほど言ったとおり、市の負担になります補助金の件数ですが、例年10件程度になっております。
　そして、今年度は恐らく 20 件程度、倍になる予定となっています。それは考えられる要因としてはいろいろあると思うんですけども、85 歳以上の方の年齢が増えたこと、または別府市社会福祉協議会が行う成年後見センターの周知が広がったこと、認知症の数が増えたこと、または各家庭の核家族化、こういった形態が変わって、相談件数・申請件数が増えているのではないかと思っております。

○市原委員
　私もちょっと成年後見の相談を受けて、そこのセンターに行っていろいろ教えてもらったことがありますが、本当によく分かっている人が丁寧に教えてくれます。行政書士とか司法書士の方に頼まないとなかなか進まないというふうに言ってる一方で、そこでなら書類の書き方とか教えてもらって進めるということが、ここまで丁寧に教えてくれたら、素人でもやりやすいんだなというのをすごく今感じてまして、今進めています。相談しながら、手当もよくしていただけたら、さらに本当増えてくると思います、認知症の方も増えてるし、高齢者も当然増えてますから、それはもうさらに推し進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○美馬委員
　すみません、倍ということなんで、随分増えてきているとは思うんですが、社共ともいろいろ相談会をしてみたり、市と学習会ですかね、というのを実施されていますけれども、成年後見になるための入り口というか、それを今からもう少し広げていかないと、全然足りないのではないかなというふうに思うんですけど、この中に支援を広げていくための額は入っていますか。

○甲斐高齢者福祉課長
　今、委員の御指摘のところは、今回の補正の部分は入っておりません。

○美馬委員
　すみません、今回補正ということなので、では次、予算のところで出てくるということになるんですかね。そういうふうに考えればいいですか。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長
　すみません。今回の補正については、後見人等の報酬の支払いが困難な方に対する報酬を、

市の審査会が必要と認めた場合に市が払うというふうになります。その他の後見人の育成ですとか、そういった部分は当初予算からついておりますので、また来年度については御意見参考にしながらさせていただきたいと思います。

○甲斐高齢者福祉課長
　その分の補足ですけども、委員の言われるように市民向けの後見センターの研修等は毎年必ず行っておりまして、大体６月とか 10 月にかけて毎年行っていますので、その中で人数が増えていけばいいなというふうに思っております。今まで後見センターでの研修を受けた方は大体 109 名ほどで、かなりの方が受けてらっしゃるので、またますます増えていただければというふうに思っております。

○松川委員長
　ほかにいいですか。
　　（「なし」と発言する者あり）
　ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
　お諮りいたします。
　議第 101 号令和７年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）高齢者福祉課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
　　（「異議なし」と発言する者あり）
　御異議なしと認めます。
　よって、議第 101 号高齢者福祉課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
　以上で、高齢者福祉課関係議案の審査を終了いたします。
　休憩いたします。

休憩：10 時 23 分
再開：10 時 23 分

○松川委員長
　再開いたします。
　次に、障害福祉課関係議案の審査を行います。
　議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）障害福祉課関係部分及び議第 119 号、指定管理者の指定について、当局から一括して説明願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長
　それでは、障害福祉課関係部分についての御審査をお願いいたします。

○大久保障害福祉課長
　議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）障害福祉課関係部分について御説明申し上げます。
　予算書は７ページになります。
　債務負担行為の補正でございます。この補正は、後ほど説明させていただきます議第 119 号の指定管理者の指定についてと関連するものであり、地方自治法第 244 条の２、第６項の規定により議会の議決を求めるものです。

議会の議決を経た後に、別府市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第４条の規定により、指定管理者との間で協定を締結する必要がありますので、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為を定めるものであります。

続きまして、歳入は６件お願いいたしております。歳入予算は全て歳出予算に関連いたしますので、歳出予算に合わせて御説明させていただきます。

皆さんのお手元に、こういう相関図があると思いますので、それを見ながら聞いていただければと思います。

予算書の27ページになります。

事業番号0246特別障害者手当等支給に関する要する経費の追加額260万8,000円でございます。扶助費の当該手当に関する支給対象者の増加によるものです。

この扶助費に対しましては、国が４分の３を負担いたしますので、特定財源として11ページ、国庫分として195万6,000円を計上いたしております。

予算書の27ページになります。

事業番号1022自立支援給付に要する経費の追加額５億8,599万5,000円であります。全て扶助費になります。主な増加要因につきましては、日常生活に必要な介護支援、地域生活に必要な訓練的支援、地域移行等による障がい者サービスの利用者数の増加によるものです。

この扶助費に関しましては、国が２分の１、県が４分の１を負担いたしますので、特定財源として11ページ、国庫分２億8,343万1,000円、13ページ、県負担分１億4,171万5,000円、14ページ、県補助金分330万1,000円、合計４億2,844万7,000円を計上いたしております。

予算書31ページと32ページになります。

事業番号1139障害児通所支援に要する経費の追加額２億5,039万5,000円であります。19節の扶助費２億3,338万3,000円の主な増加要因につきましては、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業に要する事業の増、保育所等訪問事業所の開所によるサービス受給者の増加によるものです。

22節は前年度の事業の精算に伴います国、県への返納金として、合計1,701万2,000円を計上いたしております。

19節の扶助費に関しましては、国が２分の１、県が４分の１を負担いたしますので、特定財源として、11ページに国庫分１億1,669万2,000円、13ページに県の負担分5,834万6,000円、合計１億7,503万8,000円を計上いたしております。

議案書の46ページになります。

議第119号指定管理者の指定についてです。地方自治法第244条の２、第３項の規定に基づき、別府市身体障害者福祉団体協議会に別府市身体障害者福祉センターの管理を行わせることについて、同条第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で障害福祉課関連予算、事件議案の説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松川委員長

当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○加藤委員

今回、障害福祉関連で非常に予算の補正が大きいということでちょっと気になっています。特にこの自立支援給付事業者経費で５億8,000万、５億ですよね。障害児通所支援、主に放課

後デイサービスの給付費になると思うんですけども、ここ数年、極端に伸びがすごいんです。自立支援給付費で言うと、令和４年比でいくと 128％ぐらい。放課後デイも含めると、障害児通所支援だと 166％、とんでもない伸びなんやけども、まずこれ人数で勘案できるのかどうかというんですけど、例えば自立支援給付費で言うとね、就労継続支援Ａ型・Ｂ型。障がい者数が多分出てくるんで、数字の伸びは分かります。きちんと数値として把握できているかどうか。放課後デイも一緒なんですけど、増えた分が人数で把握できているのかどうかお聞きしたいと思います。

〇大久保障害福祉課長

事業番号 1022 の自立支援給付によりますけども、これの一番伸びの大きいのはＢ型の給付になります。これが令和６年で、３月から８月の月次で平均でお使いになられる方が 843 人でした。令和７年は今現在で 862 人、20 人弱の伸びになっています。

延べ人数でいきますと、令和６年が決算時で１万 241 人、７年の見込みでは１万 433 名となっております。平均給付が、またこれも令和６年が 13 万 7,000 円、令和７年が 14 万円というふうに伸びになっております。

障がい児に関しましては、３月から８月の平均の利用人数ですけども、児童発達支援、これは保育所、未就学児の方が使われるものですけども、令和６年で 171 人、これが令和７年では 189 名。放課後デイサービス、これは就学児が使われるものですが、令和６年で 413 名、令和７年で 466 名。保育所等訪問、これは保育所に通っている方ですけども、令和６年が 88 名から令和７年が 136 名というふうに伸びております。

〇加藤委員

制度として周知ができて、利用が伸びたという意味合いなら、そろそろピークに来るんかなという気がするんですよ。そういう意味では、やっぱりチェックをどうしていくかというのが一番気になります。デイサービスは先般、人数を割増しして停止になった業者が返金しましたわね。結局、市だけが補助金をかぶる。自立支援も数年前ありました。その監査自体がもう全て県お任せという、数年前の自立支援のときにも言ったんですけども、県だけに施設監査をお願いすると必ずミスが起こる。じゃあ別府市はどこでどういうチェックをするのかということを発言しました。自立支援の部分と、放課後デイの伸びている部分を市の担当課としてはどういうチェック体制でおるのかをお聞きしたい。

〇大久保障害福祉課長

実質、法的にはチェックの機能という項目がございませんので、請求書のチェックというふうになります。請求書のチェックになりますと、もう実質、業者を使われた方が国保連に請求した、その帳票チェックというだけになりますので、実質私どもは何かを細部までに入ってできるというふうな、今システムにはなってございません。

〇加藤委員

本会議の中でもいろいろ発言あると思いますけども、お金を出し、事業所が不正をする。そうすると、国・県にはちゃんと補助金を返還する。でも全て市がその負担金まで出さなきゃいけない。そもそも市だけが。それなのにチェックする機能が基本的にないというのはやっぱりおかしい。これは国・県に対してもっと強く要望しないと。入りの部分でチェックができなかったらもう抜け道になってしまって、何が悪いかも判断できない。

それと、最近ちょっと聞くのは事業所があっせんをする。放課後デイの例で言うと、事業

所が自分のところで引き受けるから、子ども・親に対して受けなさいと勧める。そこの判断さえも市はできないし、ペーパーだけで果たしてチェックできるのかという気がするんです。もっと強く、県の監査の仕事をこちらにくださいというわけじゃないですけども、もらえばもらったでまた人数も要りますし、チェックは非常に難しいかもしれません。でも事前にその把握をした上でそれを県に対して、ここおかしいと、そういう何らかのシステムが必要かなと思うんですよ。要望よりももっと強い意見を国・県に対して言っていくべきかなと思います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長
　もう全国的にそういった状況かと思いますので、要望に関しては県を通じて市長会等でも出しておりますが、今後この業務が改善できるように努めてまいります。

○加藤委員
　本当お願いします。国会議員使っても、市長会でもいいですし、市長ももう少し動かすべきです、これ。じゃないと何のチェックもできない。社会福祉法人っていってね、福祉のために働く事業所が、何年かに１回不正を起こすなんておかしいです。そのつけを全部市がかぶらなきゃいけないのはとんでもない。ぜひ、ぜひ強くお願いしたいと思います。

○市原委員
　今、お金は出すけど口は出さないということで。そしてその指導内容についてもあまり言えないっていうように聞いていたんですけど。やはり発達障がいの人を受け入れるだけじゃなくて、施設で受ける支援や指導等を通じて、そこを出たときの状態が「こういう人になってもらいたい」という保護者の思いもありますので、その辺の指導内容に対する助言や指導というのができないか、その辺はどうなんですか。

○大久保障害福祉課長
　この辺は県とも重々話をしておるんですけども、障がい児のサービスは手帳を持ってる方は利用できます。それ以外の方で、手帳の交付がない場合も、医者、児童相談所、保健所が使いなさいということになると、自動的に使えるようになってしまう。訓練給付なのでできるんですけども、そこの出口戦略を国・県としてやってくれということはお願いはいたしました。厚労省の方が来たときも、出口戦略どうなんですか、どこまでのレベルがあったらここを卒業させて次の新規を受け入れるんですかというふうなことで、ガイドラインを何かつくってくださいと言ったんですよ。でもまだ厚労省の方たちは、まず受け入れることが大切ってことを言われて、出口戦略については言及はなかったです。多分他の市町村と話し合った結果でも、出口戦略が必要だろうというふうな結論にはなっていますが、そこからはなかなか動きがないというふうな感じです。

○市原委員
　出口というか、親の思いとしてよく言われるのが、子どもには納税者になってもらいたいということです。それはどこまで求められるかというのはちょっと分からないんですけど、そこら辺がお金を出す側として指導できるんであれば、その辺をお願いしたいなと。よろしくお願いします。

○美馬委員

ここ二、三年ね、放課後デイサービスが本当にすごく増えたなという気がします。別府市内を通っているとき、あっちでもこっちでも看板が掲げてあってね。小中学校では発達障がいの軽度の子どもたちも、放課後に受け入れてもらうためには、そこに行かないと普通のところではなかなか難しいというような話も聞きますが、今の発達障害の中を見てみると、普通に生活、学習できる子どもたちもとても多いわけですね。

そんな中で、放課後までもそこに行って、違う形で受けるということ自体が、本当にこれから育っていく子どもたちのためにいいのかと。次からできるということは、今言われたようにお金が入ってくるので、それなりの事業が継続できるということなんでしょうけども、そこもやっぱり市として、どういうふうな形でしていくのかというチェック機能をやっぱりしっかり持ってもらいたいなというのがあります。

そうでないと、親は言われたように、いや、うちのところで受けられないんだったらそこに行きますというふうにね、なると思うんで、少し何か、今あまりにも隔絶され過ぎてるのかなという気もしますので、別府市だけでは無理なんでしょうけど、県ともきちっと話して、放課後デイを立ち上げる前のチェック機能といいますか、そこら辺の、今後よく考えていただきたいなというふうに思います。

〇大久保障害福祉課長

これも以前皆さんからもＢ型の進出、放デイの進出、かなり御意見がいただいておるんですけども、今般県とも重々話して、大分県で初めて東部圏域でＢ型作業所の進出基準とか、出店の規制が、総量規制が始まることになります。

そこで、子どものほうのもお願いをしておるんですけども、子どものほうがまだちょっと県のほうとしても踏み出せないところがございますので、やっと初手についたかなと思ってます、これで。これからまた相互規制も入って、重々厳しくなってくるかなと思っております。

〇美馬委員

Ｂ型事業所に関してはね、何ていうのかな、それなりに必要であり、また動いているというふうには思ってます。そこから社会一般に巣立っていってね、それなりに生活されてる方もたくさんいらっしゃるんですけれども、私は子どもたちの段階で、あまりにも放課後デイが広がってくると、その先また上に行く施設でまた大きくアップしていくのではないかなと。だから、子どもたちの段階で、今の状況では軽度の発達障がいの子どもたちって本当に多いんですよね。だから、そこをもう少し考えていただきたいというふうには考えています。

〇松川委員長

他に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議題 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）障害福祉課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 98 号障害福祉課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 119 号指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第119号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、障害福祉課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

休憩：10時43分
再開：10時43分

○松川委員長
再開いたします。
次に、子育て支援課関係議案の審査を行います。
議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）子育て支援課関係部分ほか３件について、当局から一括して説明願います。

○宇都宮こども部長
子育て支援課について審査のほど、よろしくお願いいたします。

○穴見子育て支援課長
議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）子育て支援課関係部分について御説明いたします。
歳出から御説明いたします。
予算書31ページをお開きください。
事業番号 0291 児童手当支給に要する経費の追加額につきましては、22 節国庫返納金 3,818 万7,000円、同じく22節県返納金517万3000円の、合わせて4,336万円を計上しています。
次に、事業番号 0293 児童健全育成に要する経費の追加額につきましては、22 節国庫返納金 383万8,000円を計上しております。
予算書32ページをお開きください。
次に、事業番号 1331 子育てのための施設等利用給付に要する経費の追加額につきましては、22節国庫返納金509万1,000円、県返納金238万4,000円の、合わせて747万5,000円を計上しています。
次に、事業番号 0295 保育所入所に要する経費の追加額につきましては、22 節国庫返納金 939万1,000円、同じく22節県返納金653万9,000円の、合わせて1,593万円を計上しています。
予算書33ページをお開きください。
次に、事業番号 0930 特別保育等に要する経費の追加額につきましては、18節に延長保育事業補助金733万円、一時保育促進事業補助金1,195万9,000円及び22節に国庫返納金193万1,000円の、合わせて2,122万円を計上しています。延長保育事業補助金及び一時保育促進事業補助金の追加額は、交付要綱に定める補助額が改定されたことに伴うものです。
次に、歳入について御説明いたします。
予算書12ページをお開きください。
12 ページの一番上に記載があります、２目民生費国庫補助金についてです。子ども・子育て支援交付金の追加額として、647 万 1,000 円を計上しております。これは歳出の事業番号 0930、特別保育等に要する経費の延長保育事業補助金及び一時保育事業補助金の増額分が補

助対象経費となり、補助率３分の１に当たる額でございます。
予算書 14 ページをお開きください。
14 ページの上から２つ目に記載があります、２目民生費県補助金についてです。地域子ども・子育て支援事業費補助金の追加額として、647 万 1,000 円を計上しております。これは歳出の事業番号 0930 特別保育等に要する経費の延長保育事業補助金及び一時保育事業補助金の増額分が補助対象経費となり、補助率３分の１に当たる額でございます。
予算書６ページをお開きください。
繰越明許費補正です。
３、民生費、児童福祉費、民間児童福祉施設助成事業に２億 5,328 万 5,000 円を計上しております。これは事業番号 0903 民間児童福祉施設助成に要する経費に計上している市立幼稚園の認定こども園への移行に伴う施設建て替え事業に係る補助金について、建設予定地の地下に配管が多数存在することが判明したことにより、令和７年度中に事業が完了しない見込みとなったため、繰越しを行おうとするものです。
以上、議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）子育て支援課関係部分の説明を終わります。
次に、議第 107 号別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について御説明いたします。
予算外の議案書 21 ページから 23 ページまででございます。
これは、児童福祉法等の一部を改正する法律により児童福祉法の一部が改正され、別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を、基準を定める条例、別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び別府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が、引用する条項に移動が生じたこと、並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、利用乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行わないことができる場合が追加されたことに伴い、別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正しようとするものでございます。
次に、議第 125 号公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について御説明いたします。
予算外の議案書 53 ページでございます。
これは、地方自治法第 244 条の３、第２項の規定により、本市の公の施設である南部子育て支援センター、北部子育て支援センター及び西部子育て支援センターを、大分都市広域圏を構成する大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市及び日出町の住民の利用に供しようとするものでございます。
次に、議第 127 号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について御説明いたします。
予算外の議案書、55 ページから 56 ページまででございます。
これは、地方自治法第 244 条の３、第２項の規定により、大分都市広域圏を構成する、大分市が設置する公の施設である各子どもルームを本市の住民の利用に供させようとするものでございます。
以上で、子育て支援課関係部分の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松川委員長
当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○美馬委員
議題107号なんですけれども、条例の一部改正というところで、乳幼児の健康診断ですかね、それを一部しなくてもいいと、他でそれに補う分をしてというふうな形で、議案質疑の中でもありましたけれども、なかなか乳幼児に関しては難しいということで、それは分かるんですけれども、乳幼児の保育をするに当たって、当初健康診断をしないのであれば、何かそれに相当するものを出すというような形で指導をされているということですか。

○宇都宮こども部長
０歳から２歳に関しましては、学校で行っているような視力検査とか聴力検査というのはやはりちょっと難しいです。マークのどこが開いてますかとか、そういうのは０歳から２歳の子はお答えができないので、ふだんの保育の生活の中で、例えば絵本の読み聞かせをしているときに、目で絵本を追っていないとか、あと聴力であれば、保育士が耳元でささやく声に反応がしないとか、そういった日常の中で見つけて、気づいていただくというような、そういうことで考えております。

○穴見子育て支援課長
補足させていただきます。
こちらの健康診断を行わない場合というのが、代わりに母子保健法に基づく健康診査、こちらで行っている情報を家庭的保育事業者が把握することによって、その情報を健康診断の代わりの情報とするような扱いになっております。

○美馬委員
それは連動していて、親からではなく、市から情報として流れるというふうな形でよいんですか。それとも親が、きちっと示す何か書類を出すのか、どういうような形になるんですかね。やっぱり、０歳から２歳というのは一番大切な時期だと思います。目で追えるか、それから耳のこともそうですし、なかなか反応を見るのが難しい、保育者の方にとってもなかなか大変な保育になると思うんですけれども、そこの点で面談するなり、入るときに親からきちっと情報をいただくか、それでも今まで母子保健の中で検査してきた中で、こういう形ですというのを市から出すのか、どういうような形になるんですかね。

○宇都宮こども部長
そこは、ほかの自治体ともどういうふうなやり方をしているのかということは参考にしながら、適切な方法というのがあると思いますので、それを判断をしていきたいなというふうに思っております。

○美馬委員
今両親ともに働いていらっしゃる世帯が多い中で、障がいがはっきりしない状態でも働きに行かざるを得ない親御さんもいらっしゃるんです。そんな中で、不安を抱えて、多分預けることになるんだと思うんですね。その場合、今までだと、目の検査はできないかもしれない、聴力もできないかもしれないけれども、ある程度の医師の診断の下に連れて行くというふうな形になってたと思うんですけれども、ここのところで、より不安がない形で預かっていただいて、見過ごすことがないような形で、ぜひ市は母子保健の中でもきちんと把握され

ていると思いますので、情報提供の分はしっかりとしていっていただきたいなというふうに思います。

○市原委員
　議題127号で１個だけ教えてください。これ大分市の施設なんですけど、利用するときに別府市民であるという、何か証明とかが必要なんですか。そこだけ教えてください。

○穴見子育て支援課長
　すみません、大分市の利用方法についてちょっと今詳しく把握できてないんですけども、逆に別府市の施設を大分市の方が使っていただく場合は、別府市の方が使っていただくときと同じように、一番最初に登録というのをしていただくような流れで考えております。どうしても、その後感染症が発生したときに、感染症が発生したので受診をしてくださいとか、そういう連絡をすることもあったりしますので、まずやはり一番最初に登録をしていただいて、住所とか当然身分証明書のようなものを見せていただいて、確認して、別府市の場合はカードをつくって、次回からはそのカードを持ってきていただければ利用できるというふうに考えておりますので、恐らく大分も同じような流れではないかなと思っております。

○松川委員長
　課長、一応確認して後ほど委員にそれを返答してください。

○市原委員
　利用方法がわかれば、委員全員に分かるように。

○穴見子育て支援課長
　ホームページ等で確認します。

○美馬委員
　すみません、１点だけね。こども園の増築やったかな、さっき配管がということで補正額が上がっていると思うんですけども、別府市の中で、今までこども園がとても少なかったですよね。で、来年４月以降はこども園が７園増えるんですか。

○穴見子育て支援課長
　今年度から７か所増えまして、３か所だったものが今 10 か所になっております。来年度に向けては今２か所増えるようなことで。

○美馬委員
　すみません。随分別府市の中でもこども園という、その名称が大きく広がっていて、今までちょっとよく分からないなという形の親御さんもいらっしゃったと思いますけれども、選択肢が広がってきているのかなというふうに思いますが、こども園に関しては、今補正を出すところ以外は順調に、来年の４月に向かって開園がもうできる状態になってるんですか。

○宇都宮こども部長
　すみません、今のは来年度に向けてまた新たに準備ができればという質問の意味でよろしいでしょうか。

○美馬委員
　はい。

○宇都宮こども部長
　書類の提出であったりとか県の審査とか、スケジュールが決まっておりますので、今そのスケジュールに沿って準備のほうを進めているところでございます。

○美馬委員
　あまり詳しいことはここでは聞きませんけれども、こども園の受ける幅が広くなり、親御さんの選択肢も広くなると思うんですけれども、なかなか通園って言えばいいのかな、点在しているのでなかなか通うことが難しいという話もありますけれども、今回３か所であったところが 10 か所となり、来年になって受け止めてくれるということなので、しっかりとこども園に対する広報もしていっていただきたいなというふうに感じておりますので、よろしくお願いします。

○松川委員長
　ほかに質疑ありませんか。
　　（「なし」と発言する者あり）
　別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
　お諮りいたします。
　初めに、議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）子育て支援課関係部分について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
　　（「異議なし」と発言する者あり）
　御異議なしと認めます。
　よって、議第 98 号子育て支援課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
　次に、議第 107 号別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
　　（「異議なし」と発言する者あり）
　御異議なしと認めます。
　よって、議第 107 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
　次に、議第 125 号公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
　　（「異議なし」と発言する者あり）
　御異議なしと認めます。
　よって、議第 125 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
　次に、議第 127 号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民利用に供させることに関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
　　（「異議なし」と発言する者あり）
　御異議なしと認めます。
　よって、議第 127 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。
　以上で、子育て支援課関係議案の審査を終了いたします。
　休憩いたします。

休憩：11時03分
再開：11時03分

○松川委員長
　再開いたします。
　次に、こども家庭課関係議案の審査を行います。
議第号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）こども家庭課関係部分について、当局から説明願います。

○宇都宮こども部長
　それでは、こども家庭課部分について御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○内田こども家庭課長
　それでは、議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）こども家庭課関係部分について御説明いたします。
　今回の補正予算につきましては、各事業の利用増による委託料の増額及び前年度交付金の精算に伴う国庫返納金が主な内容でございます。
　それでは、歳出より御説明いたします。
　予算説明書31ページをお開きください。
　下から８行目、事業番号0855要保護児童対策に要する経費の追加額219万4,000円でございます。内訳は、子育て世帯訪問支援事業委託料100万3,000円、国庫返納金19万1,000円でございます。
　子育て世帯訪問支援事業は、家事や子育てに不安や負担を抱える家庭や妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭に訪問支援員が伺い、不安や悩みの傾聴や家事・育児の支援を行うことで、家庭の安定を図り、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的とした事業でございます。
　派遣は１回２時間以内としておりますが、令和７年度は利用が大きく増加しております。令和６年度は月平均約28回、延べ48時間でございましたが、令和７年４月から８月は月平均約45回、延べ76時間と約1.6倍に増加しております。このため、利用増に伴い、委託料を増額するものでございます。
　国庫返納金は、子育て世帯訪問支援事業に係る令和６年度の子ども・子育て支援交付金の精算に伴い生じたものでございます。
　次に、予算説明書32ページを御覧ください。
　中段になります。事業番号1437こども家庭センター運営に要する経費の追加額75万7,000円でございます。こちらは、こども家庭センター型利用者支援事業に係る令和６年度の子ども・子育て支援交付金の審査に伴い、国庫返納金が生じたものでございます。
　同じページ下から６行目、事業番号0771子育て支援短期利用に要する経費の追加額143万8,000円でございます。内訳は、子育て短期支援事業委託料131万5,000円、国庫返納金12万3,000円でございます。
　子育て短期支援事業が、家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的にお子さんを保護・養育する事業でございます。こちらも利用が増加しております。令和６年４月から９月の延べ利用日数は454日であったのに対し、令和７年度同期間は571日と約1.25倍に増加しております。このため、利用増に伴い、委託料を増額するものでござい

ます。
　国庫返納金につきましては、当該事業に係る令和６年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴うものでございます。
　予算説明書35ページを御覧ください。
　中段になります。事業番号0857母子健康相談、教育に要する経費の追加額488万6,000円でございます。内訳は、保健指導委託料209万5,000円、国庫返納金279万1,000円でございます。
　保健指導委託料のうち、増額となったのは産後ケア事業委託料でございます。産後ケア事業は、母子保健法に基づく事業で、産婦の方が必要に応じて宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の支援を受けられるものです。利用状況につきましては、次のとおり増加しております。まず、宿泊型は令和６年度４月から９月が38回だったのに対し、令和７年度の期間は68回と1.8倍に増加しております。
　次に、デイサービス型は令和６年度が233回、令和７年度が279回と1.2倍の増加でございます。
　また、アウトリーチ型は、令和６年度は６回であったのに対し、令和７年度は25回と４倍の伸びになっております。令和６年度の利用対象者の拡大及びアウトリーチ型の新設効果もあり、全体として大きく利用が伸びている状況でございます。そのため、利用が見込みを上回った分につきまして、委託料を増額するものでございます。
　国庫返納金につきましては、令和６年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴い生じたものでございます。
　続きまして、歳入でございます。
　予算説明書の12ページの国庫補助金並びに14ページの県補助金につきましては、いずれも歳出で説明いたしました事業の増額に伴う財源補正として計上いたしております。
　まず、12ページの２民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金の追加額110万5,000円及び、すみません、飛びまして14ページの２民生費県補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金の追加額110万5,000円につきましては、子育て世帯訪問支援事業及び子育て支援短期支援事業の増額分に対応するものでございます。
　また、同じく12ページの３衛生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金の追加額104万7,000円、及び14ページになります、３衛生費県補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金の追加額52万3,000円は、産後ケア事業保健指導委託料の増額分に対応するものでございます。
　以上が、議第98号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）こども家庭課関係部分の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松川委員長
　当局の説明は終わりました。
　これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○穴井委員
　最初の説明の0855要保護児童対策の、子育て世帯訪問支援事業で、令和６年度が月平均28件、令和７年度が月平均45件でしたね。そういうふうに増えてきているということですけども、この増えてきている要因の分析はどのようにされているんでしょうか。

○内田こども家庭課長

近年、子育て家庭の孤立や家事育児負担による不安の増加が顕著であり、訪問支援の必要性が高まっています。特に妊産婦の育児不安、ヤングケアラーの存在、生活困窮など、複合的な課題により家庭内の支援ニーズが多様化していることから、利用が増加しております。
また、こども家庭センターの開設により、相談窓口が一元化されたことで支援につながりやすくなった点も要因でございます。

○美馬委員
短期間入所の子どもたちが物すごく増えていて、年間571日って言ってたわね。

○内田こども家庭課長
571ですね。

○美馬委員
571日、1年間でね。待ってる中で、ほとんど年間通してというふうな形に聞こえたんですけれども、これって延べ人数になるのか、人数的にはどういうふうな形になってるんですか。

○内田こども家庭課長
今お答えしました571というのは、延べ日数になります。

○美馬委員
利用している子どもたちの個々で見ていけば何名とかいうのは出てくるんですか。どれぐらいの人数が。

○内田こども家庭課長
実利用人数というのが、今ちょっと手持ちで資料がございませんので、また後ほどお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○松川委員長
それでいいです。

○美馬委員
すみません、あまりにも日数が多くてちょっとびっくりしてしまったんですけれども、それを考えると要保護児童たちが本当にいかに多いのかというのが見えてくるんですけれども、相談件数にしても、ヤングケアラーにしても、こっちから声をかけて探るというのではなくて、こどもセンターができていますので、向こうからの発信が主になってくるんだとは思うんですが、そんな中でやっぱり市としてこれからもまだね、見えていない子どもたちに手を差し伸べていくに当たっては、行政の人数としてね、十分それで進んでいるのか。延べ日数が571日ということは、かなりこれもまた増えてくるんじゃないかなというような、考えるんですけれども、そこら辺はどうなんでしょう。

○内田こども家庭課長
基本的には、支援者側が発信して相談しに来るというよりは、気になるお声をいただきまして、うちのほうからどういうアプローチをかけていくということでつながっていくことのほうが多いかと思います。もちろん母子保健も一体化しておりますので、母子保健、例えば

赤ちゃん訪問でありますとか、集団の健康診断の会場などで気になる親子がありましたら、こちらのほうからプッシュ型の支援を届けるようにはしております。
　人数といたしましては、潤沢とは言い難いんですけれども、皆さん協力しながら何とか対応しているところでございます。

○宇都宮こども部長
　補足をさせていただきます。
　この短期支援事業を利用されているお子さん・御家庭は、必ずしも全員が要保護児童ではないというところで、要保護で今まで続けている子どもや御家庭もありますが、それ以外に通常でもちょっと育児疲れがあるとか、そういった御家庭の御利用というのもございます。一応補足をさせていただきます。

○美馬委員
　よく分かりました。その中でね、民間で事業をされている方々もたくさんいらっしゃるので、できればその方たちとも連携しながら、市が拾い上げられる子どもさんなり親御さんなり、しっかり把握していっていただきたい。そのためには、今、人数がというふうな話もありましたけれども、できればきちっとして皆さんが見守れるような人数で関わっていただきたいなというふうに思います。

○松川委員長
　ほかに御質疑ありませんか。
　　（「なし」と発言する者あり）
　別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
　お諮りいたします。
　議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）こども家庭課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
　　（「異議なし」と発言する者あり）
　御異議なしと認めます。
　よって、議第 98 号こども家庭課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
　以上で、こども家庭課関係議案の審査を終了いたします。
　休憩いたします。

休憩：11 時 18 分
再開：11 時 18 分

○松川委員長
　再開いたします。
　次に、図書館共創交流局関係議案の審査を行います。
　議第 124 号公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について、当局から説明願います。

○矢野教育部長
　教育部の矢野です。

教育部では、予算議案が１件、その他議案につきましては２件の提出をさせていただいております。それでは、図書館共創交流局から御説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○稲尾教育部次長兼図書館共創交流局長
では、図書館共創交流局関係部分を御説明いたします。
議案書の 52 ページを御覧ください。
議第 124 号公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について、地方自治法に基づき議決を求めるものです。
本議案は、別府市を含む７市１町で形成された連携中枢都市圏構想により締結した連携協約に掲げる公共施設の相互利用促進に基づいております。
利用に供する他の普通地方公共団体の住民は、大分市ほか５市１町の住民です。
利用に供する公の施設は、新しく完成した別府市立図書館と複合施設です。複合施設を構成する別府市立図書館と別府市共創交流拠点こもれびパーク全体が対象となります。
利用方法や利用料金については、別府市立図書館等複合施設に関する条例、規則等の定めるところになります。利用開始は、同施設がオープンする来年３月からの予定です。
以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○松川委員長
当局の説明は終わりました。
これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。
（「なし」と発言する者あり）
別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
お諮りいたします。
議第 124 号公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第 124 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、図書館共創交流局関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

休憩：11 時 22 分
再開：11 時 22 分

○松川委員長
再開いたします。
次に、教育政策課関係議案の審査を行います。
議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）教育政策課関係部分について当局から説明を願います。

○森本教育部次長兼教育政策課長
教育政策課から、議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）関係部分について御説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算から御説明をいたします。
予算書12ページを御覧ください。
学校施設環境改善交付金を活用して、春木川小学校、石垣小学校及び境川小学校の屋内運動場の照明ＬＥＤ化を整備する計画で進めておりましたが、国の補助金が未採択であったため、７教育費国庫補助金、２小学校費補助金769万5,000円の減額は、財源を補助金から地方債に切り替えて事業を実施するものでございます。
続けて、18ページを御覧ください。
８教育債、１小学校債、小学校施設整備事業債760万円を増額して、本事業を進めてまいります。なお、８ページの地方債補正、第４表におきまして、地方債補正限度額等について計上しております。
続いて、歳出予算を御説明いたします。
49ページを御覧ください。
0553 小学校の施設整備に要する経費では、ただいま歳入予算で御説明をいたしました財源の補正について計上してございます。
続いて、50ページを御覧ください。
0566 中学校の施設整備に要する経費の増額として 990 万円を計上しております。市内中学校のテニスコートの劣化を早期改修いたしまして、学校教育活動上の安全確保を図るものでございます。具体的には、朝日中学校、北部中学校、中部中学校のテニスコートのラインテープの劣化部分を撤去し、新たに設置することなどにより、早期改修による生徒のけがを防止し、安全性を確保するものでございます。
以上が、教育政策課関係部分の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします

〇松川委員長
当局の説明は終わりました。
これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

〇加藤委員
国が不採択、どういうふうに具体的な理由をつけてきましたか。

〇森本教育部次長兼教育政策課長
不採択というか、未採択でございまして、学校施設の改修をするには長期の期間を必要といたします。通常であれば、夏休み中の長期間にこういった大規模工事を予定をするんですけれども、夏休みに間に合うタイミングでは未採択だったということでございまして、特段の理由は付されておりません。

〇加藤委員
もう一つ。テニスコートの改修とかいうのは、これ一般財源なんやけど、やっぱりこういうのも事前に準備すればなとか、未納金、地方債、使えるかなって気がするんですけど、無理なんですかね。

〇森本教育部次長兼教育政策課長
すみません、調査不足でございます。今回はこのテニスコート、新年度になりまして新人戦、中体連などが起きる過程で、ラインテープの劣化が激しいという要望が学校現場から上

がりました。通常であれば学校の行事、春から運動会、それから新人戦が終わるぐらいまでの間は動けませんので、このオフシーズンを使って年度末までに開始をするという計画でございまして、今回補正で上げております。

○松川委員長
ほかに質疑ありませんか。いいですか。
（「なし」と発言する者あり）
御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
お諮りいたします。
初めに、議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）教育政策課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第 98 号教育政策課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、教育政策課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

休憩：11 時 27 分
再開：11 時 27 分

○松川委員長
再開いたします。
次に、学校教育課関係議案の審査を行います。
議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）学校教育課関係部分について、当局から説明願います。

○宮川学校教育課長
学校教育課関係部分につきまして御説明をいたします。
予算書 53 ページをお開きください。
1343 スポーツ推進に要する経費における別府市中学校体育連盟補助金につきまして、256 万 2,000 円の増額を計上しております。この補助金は、全国中学校体育大会、九州中学校体育大会及び大分県中学校総合体育大会等に出場する際に、大会参加に要する交通費及び宿泊費を補助するものですが、今年度は中学校総合体育大会、九州大会のソフトテニス競技及び新体操競技が沖縄県で、また陸上競技が鹿児島県で開催され、そちらへの出場が多数あったこと、及び九州ブロックで開催された全国大会の陸上競技が沖縄会場であったことにより、補助金の不足額が生じたため、増額補正をするものでございます。
以上、学校教育課関係の議案につきまして御説明させていただきました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松川委員長
当局の説明は終わりました。
これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○小野委員
　これは出場する学校が増えたから補正が出たということですか。当初予算より増えたという理由はどういうことですか。

○宮川学校教育課長
　こちらは、大分県から遠方である沖縄県、それから鹿児島県等の出場人数が増加したことによるものでございます。

○小野委員
　大会はもう前もって把握しているから、旅費の計算とかできるのではないかと。

○宮川学校教育課長
　競技によって予定されている人数が変わってきますので、個人戦で出場する人数が少なければそれでいけますし、多ければその分だけプラスされていくということでございます。

○小野委員
　今言ったように、出場する人数が増えたという、結果的に喜ばしいことですね。

○松川委員長
　ほかに御意見ありませんか。いいですか。
　（「なし」と発言する者あり）
　ほかに御質疑がないようでありますので、これより採決を行います。
　お諮りいたします。
　初めに、議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）学校教育課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
　（「異議なし」と発言する者あり）
　御異議なしと認めます。
　よって、議第 98 号学校教育課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
　以上で、学校教育課関係議案の審査を終了いたします。
　休憩いたします。

休憩：11 時 31 分
再開：11 時 31 分

○松川委員長
　再開いたします。
　次に、社会教育課関係議案の審査を行います。
　議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）社会教育課関係部分及び議第 118 号指定管理者の指定について、当局から一括して説明願います。

○津川社会教育課長
　社会教育課の津川です。よろしくお願いいたします。
　まず、予算議案、議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）社会教育課関係

部分について御説明いたします。
　初めに、歳出予算から御説明いたします。
　予算書の 52 ページをお開きください。
　事業番号 0631 美術館施設整備に要する経費の追加額として、施設改修等工事費 5,931 万 1,000 円を計上するものでございます。美術館につきましては、美術館の収蔵スペースの不足という課題に対し、１階機械室を収蔵庫に改修して美術館機能の拡充を図ろうとするものでございます。
　続きまして、歳入予算について説明させていただきます。
　18 ページをお開きください。
　先ほど、歳出で御説明いたしました美術館の工事費の追加に伴い、財源といたしまして、美術館整備事業債として 5,330 万円を計上するものでございます。
　関連いたしまして、６ページの下段になりますが、２段目、美術館整備事業で工期が８か月程度見込まれることに伴い、補正額 5,931 万 1,000 円全額を繰越明許費として計上しており、８ページでは、美術館整備事業の地方債補正限度額を計上しております。
　続きまして、事件議案、議第 118 号指定管理者の指定について御説明いたします。
　議案書 45 ページをお開きください。
　地方自治法第 244 条の２、第３項の規定に基づきまして、指定管理者に南立石２区集会所の管理を行わせることについて、同条第６項の規定によりまして議決をお願いするものでございます。
　指定管理者となる団体は、南立石２区自治会でございます。指定の期間は令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日までの５年間でございます。
　なお、指定管理候補者の選定に当たっては、７月 17 日に開催された別府市公の施設の指定管理候補者選定方法等検討委員会の中で、選定方法は非公開、指定管理候補者は南立石２区自治会と判断されておりますことを申し添えます。
　以上、社会教育課の関係部分の議案につきまして御説明させていただきました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇松川委員長
　当局の説明は終わりました。
　これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

〇美馬委員
　議案質疑のほうでも上がっておりましたけれども、美術館施設の整備で、収蔵庫を１階に改修し、そこに今ある収蔵されている作品を収納するということなんですけども、美術館かなりの収蔵品があって、今いい状態では収蔵されてないということを聞きますけれども、ここを改修された後、どのぐらいの収蔵品が入ってきちっと管理されるようになるんですか。

〇津川社会教育課長
　今現在、収蔵スペースで保管している状況となっているのは 935 点、これは令和７年４月１日現在の数字でございます。935 点を収蔵スペースで保管しているという状況になります。現状は、作品と作品の間を狭めることで、何とか今収蔵スペースで確保している状態で、作品の入替え等も非常に困難な状況になっているというところでございます。
　今回の収蔵庫への改修によって収蔵スペースに少し余裕が出ますので、作品の入替えも容易となり、多くの所蔵品を観覧していただけるようになるものと考えております。どのくら

い展示できるかという数字はなかなか出しにくいんですが、今の935点を入れて、さらに今後収蔵作品が増えた場合も対応可能になるのではないか、さらに、入替え等も容易になるんではないかということで、私たちは考えているところでございます。

○美馬委員
美術館自体があまり広くはないんで、今度見せる場所も広がって、少しは美術館として観れるものもよくなるのかなというふうに思うんですけれども、別府市として収蔵しているものを入替え展示されるときに、やはり今までも随分御苦労があったのではないかと思いますが、ぜひ935点も収蔵品があるんですから、できればきちっとした形で見せるような形も考えていっていただきたいなと。今のあの場所を広げるというのはかなり困難なことでしょうけれども、今の状態でも収蔵されているものをほとんど出せていない状況。小学校・中学校の子どもたちが学習していく中にあっても、基礎的なものとか今の行事的なもので、できるだけたくさんのものを観れるような形にしていっていただきたい。
収蔵庫の整備が大切なことだとは思いますが、メインのところをもう少し時期考えてもらいたいなというふうに思います。

○津川社会教育課長
委員の御意見をお聞きしましたので、そのようにしたいと思うんですが、私たちのほうも一応今回入替えを少しやって、さらに定期的に入替えをしながら収蔵品を、やはり多くの方に見てもらうようにということでの目的もございますので、その分御理解していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○松川委員長
ほかに。
（「なし」と発言する者あり）
ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
お諮りいたします。
初めに、議第 98 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第４号）社会教育関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第 98 号社会教育課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議第118号指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第118号については原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。
なお、委員長報告及び会議録の作成については、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任させていただきます。

これをもちまして、厚生環境教育委員会の議案審査を終了いたします。

〇閉議：11時40分